

36 直轄河川改修事業の促進について

本市は、急峻な山岳地帯を源とする神通川・常願寺川の二大河川の流域に市街地が形成されていることから、治水安全度の向上やまちなかの親水空間の整備を図る河川環境整備が必要であります。

本市におきましても、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、洪水被害に対してあらゆる機関が協働して取り組む「常願寺川・神通川の流域治水」に参画し、都市基盤河川整備事業等のはん濫を防ぐ対策のほか、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を実施していくこととしております。

このようななか、現在、神通川におきましては、富山市街地重点防御築堤事業を実施されているところであり、今後とも都市と自然が調和した安心して暮らせる安全なまちを実現するため、国土強靱化の5か年加速化対策に必要な予算を確保され引き続き直轄河川改修事業の促進について格段の配慮をお願いします。

(施行者:国)

- 1 神通川水系
 - 河川改修（河道整備・急流河川対策の促進）
 - （富山市街地重点防御築堤事業の促進）
 - （有沢・鶴坂地区築堤事業の推進）
 - 環境整備（サクラマス等の生息箇所の整備促進）
- 2 常願寺川水系
 - 河川改修（急流河川対策の促進）

